



-chuojin kenfukushicenternewsletter-

発行/鳥取市中央人権福祉センター

〒680-0823 鳥取市幸町151

☎ (0857) 24-8241 fax (0857) 24-8067

「あなたはひとりじゃない」

孤独・孤立対策推進法について

孤独・孤立対策推進法 R6.4.1施行します

昨今、社会環境の変化やコロナ禍の影響等により『孤独・孤立』の問題が深刻化しています。官民一体になって「孤独・孤立に悩む人が誰ひとり取り残されない社会」「相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会」を目指します。

【基本理念】

孤独・孤立対策(孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組)について、次の事項を基本理念として定める。

- ①孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ②孤独・孤立の状態にある者及びその家族等(当事者等)の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

[内閣官房HP「孤独・孤立対策推進法 の概念」より引用]

鳥取市の取り組み

地域住民と顔の見える関係を作って見守りや声かけ、専門機関へのつなぎを行う『つながりサポーター養成研修』や、孤独・孤立の問題を皆さんに知っていただくための『シンポジウム』を開催しています。また、孤独・孤立問題に民間と連携して対応するため、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を立ち上げました。他にも、「相談支援包括化推進会議」では、複合的な課題のある世帯を多くの機関が協働して支援しています。



麒麟のまちエリア

「つながりサポーター養成研修」

2024年2月29日 智頭町 **開催済!**

2024年3月 8日 八頭町 **開催済!**

※来年度の研修日程については、お問い合わせください。

「つながりサポーター」とは?

住民主体の取り組みで、自分の住む地域で孤独・孤立となっている人を見守り、必要に応じて声をかけたり、行政機関に対応を相談するなど、行政が把握していない人を見つけ、支援につなげる役割です。

ひとりぼっちをつくらない

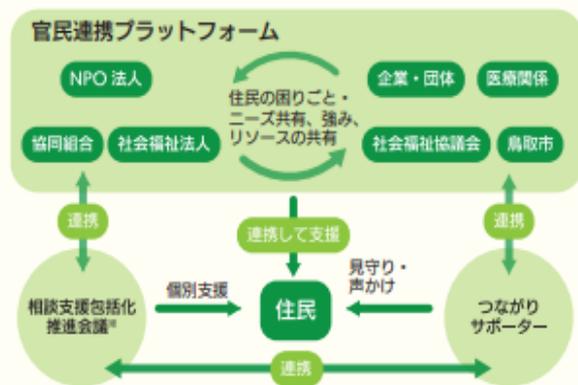


図:とっとり市報2023.4参照

鳥取市人権福祉センター 人権・生活相談

人権福祉センター職員による支援

- ★安心して相談していただける環境で、しっかりご相談をお聴きします。
- ★相談者一人ひとりの問題に合わせて、必要なさまざまな支援を制度横断的にコーディネートし、継続的に支援します。
- ★ご希望に応じて、関係機関への同行や専門相談員へ案内します。

例えば・・・

- ★相談者が聞きたいと思う事柄を上手く担当者に伝えることができない時には、聞きたい内容を確認しながら、相談者が納得のいく説明が受けられるように支援します。

夜間弁護士相談

- 【開催日】 4月18日(木)
 - 【時間】 18:30~20:30
 - 【定員】 3名まで
- (※予約制・先着順
1人あたり30分)

例えば・・・

- ★解決困難な問題を抱えたとき、あるいは長年にわたり問題が深刻化している場合、相談者の問題解決に向けた対応力が弱くなっている傾向があります。そのため、カウンセリングにより、自身の解決の方向性を考える力を引き出していきます。

専門相談員による支援

- ★専門相談員(弁護士・カウンセラーなど)が問題点を整理し、解決の糸口を見出すサポートを行います。
- ★専門的な見解や助言が必要な相談に弁護士が対応します。
- ★カウンセリングによる心理的な援助を行いながら問題解決に向けた支援を行います。

カウンセラー相談

- 【開催日】 4月9日(火)・23日(火)
 - 【時間】 15:00~17:00
 - 【定員】 2名まで
- (※予約制・先着順・1人あたり60分)

生理用品を 無償で配布します

新型コロナウイルス感染症等の影響により、経済的な理由で生理用品のご用意ができずにお困りの方を支援するため、生理用品の無償配布を行います。

配布場所

- 鳥取市役所本庁舎 総合案内所
(鳥取市幸町71)
- 鳥取市役所駅南庁舎 総合案内所
(鳥取市富安2丁目138-4)
- 鳥取市立中央図書館
(鳥取市富安2丁目138-4)
- 鳥取市人権交流プラザ 1階執務室窓口
(鳥取市幸町151)
- 鳥取市男女共同参画センター
「輝なんせ鳥取」窓口 (鳥取大丸5階)

生理用品の「引換券」設置場所

- 鳥取市役所本庁舎1階女子トイレ
- 鳥取市役所駅南庁舎1~3階女子トイレ
- 鳥取市人権交流プラザ1階女子トイレ
及び鳥取市男女共同参画センター
受付カウンター及び託児室



引換券を配布場所で提示していただければお渡しします

4月

地域(子ども)食堂開催について

開催曜日については、変更の場合があります。市ホームページにて最新情報を
 ご覧いただき、各食堂へ事前確認・予約の上ご利用くださいますようお願いいたします。

食堂名【連絡先】(会場)	基本開催曜日	学習支援
きりん子ども食堂 【0857-30-6814】 (岩倉地区公民館 立川町6-174)	第2・4水曜日	○
けたかくるり子ども食堂 【0857-82-3363】 (気高人権福祉センター 気高町下光元478-3)	第1・3金曜日	○
江山子ども食堂 【0857-53-1542】 (江山人権福祉センター 下味野1058-3)	毎週水曜日	○
ぼっと食堂 【090-8428-3089】 (みんなの居場所「ぼっと」 湖山町北1-664) ※定員20名	月曜日～土曜日	○ (土曜日)
ささえあい(地域)食堂 【0857-27-1064】 (西人権福祉センター 西品治674)	月2回土曜日	○
サンキッズ子ども食堂 【0857-27-4774】 (上町屋老人憩いの家 国府町町屋53-2)	第2・4土曜日	○
市役所すなば子ども食堂 【090-1014-3849】※現在休止中 (すなば珈琲鳥取市役所店 幸町71)	毎週火・木曜日	○
賀露すなば子ども食堂 【090-1014-3849】 (すなば珈琲賀露店 賀露町西3-27-1)	第2火曜日	○
高草ちいき食堂 【0857-24-1763】 (高草人権福祉センター 古海715-3)	第2土曜日	○
おたべ食堂(おいしい・たのしい・勉強できる!!) 0857-22-4206】 (修立地区公民館 吉方町1-201)	第4木曜日	○
子ども・若者食堂 【0857-24-8241】 (人権交流プラザ 幸町151)	毎週木曜日	○
寺子屋みらい 【0857-30-7471】 (みらい鳥取 千代水1-138)	毎週水曜日	○
とっとり子ども食堂 【070-3789-4565】 (文化センター 吉方温泉町3-701)	毎週火曜日	○
ふれあい食堂 【0858-85-0135】 (河原町コミュニティセンター 河原町渡一木277-1)	第4土曜日	○
希来里(きらり)食堂 【0858-88-0806】 (佐治人権福祉センター 佐治町古市71-3)	第4日曜日	○
にじいろcafé 【070-4297-1377】 (福祉文化会館 西町2-311)	毎週木曜日	※○
南・フレンド食堂 【0857-53-0412】 (南人権福祉センター 八坂49-6)	第2土曜日	○
おもかげちいき食堂 【090-8360-0306】 (面影校区内公民館を巡回)	第2土曜日	—
みんなの居場所「O(えん)」 【070-5651-1556】 (しかの宿「殿町」 鹿野町鹿野1769)	第1水曜日	○
みなよし食堂 【0857-32-8482】 (みんなの実家 南吉方3-215)	火・水・金曜日 第1土曜日	○
いなばやまキッズサロン 【090-7976-4245】 (稲葉山地区公民館 卯垣5丁目57)	第2・4木曜日	○

続き

地域(子ども)食堂開催について



開催曜日については、変更の場合があります。市ホームページにて最新情報を
ご覧いただき、各食堂へ事前確認・予約の上ご利用くださいますようお願いいたします。

食堂名【連絡先】(会場)	基本開催曜日	学習支援
こどもとちいきの食堂なしのみ 【080-9665-2604】 (こどもとちいきの食堂なしのみ 紙子谷29-4)	月1回, 毎月24日	○
ともいえ食堂 【080-2649-2964】 (鳥取友の会友の家 湖山町西1-353)	第2・4土曜日	○
よりみち広場 【0858-87-2447】 (用瀬町民会館 用瀬町別府34-7)	第3又は第4水曜日	○
コミュニティカフェ mashiro 【0857-30-7677】 (コミュニティカフェ 美萩野1丁目118-18)	第2・4土曜日	○
ごえん 【080-9340-9051】 (ごえん 円護寺94)	水・土・日曜日	○
地域食堂COCON 【090-6756-4681】 (地域食堂COCON 職人町26)	金・土・日曜日	○
みんなできんさいな 【0857-22-4884】 (給産会食堂 行徳3-815)	※4月以降はお問い合わせください。	—

「鳥取市人権交流プラザ」貸館業務休止のお知らせ

鳥取市人権交流プラザは、施設の老朽化により大規模改修工事を行うため、貸館業務を休止いたします。

市民のみなさまには、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

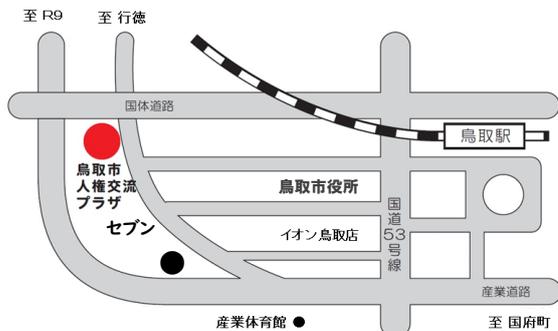
貸館業務休止期間 2024年(R6年)4月1日～2025年(R7年)工事終了まで

人権・生活相談事業は通常通り行っております。【業務時間】 平日午前8時30分～午後5時15分

※改修工事中ですが、館内にお入りいただき、ご利用ください。

【鳥取市中央人権福祉センター】鳥取市幸町151 (鳥取市人権交流プラザ内)

交通案内



センターの場所がわからない場合は、お気軽にお電話ください。

(☎ 0857-24-8241)

JR鳥取駅から900m

100円バス「くる梨」(全コース赤・青・緑)

☆「市役所前」下車 450m

【より親しんでいただける広報紙へ！】 アンケート受付中！
人権福祉センターの広報紙をお読みいただきありがとうございます。
アンケートにお答えいただけたら幸いです。 回答はこちらから

